

親鸞聖人からのお手紙



司教 佐々木 義英

拝読にあたって

親鸞聖人のお手紙「御消息」を拝読するにあたり、『浄土真宗聖典（註釈版）』（以下は『註釈版聖典』と記します）所収の『親鸞聖人御消息』にしたがって、その内容を窺ってみようと思います。

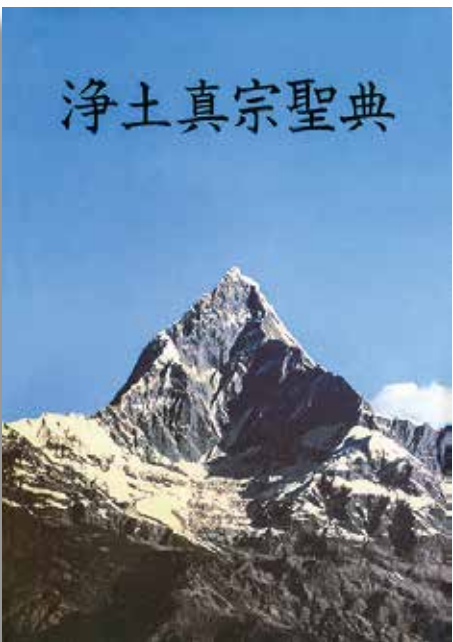
まず「親鸞聖人御消息」という題号（書名）について、少し言葉を加えて釈しますと「親鸞聖人が認められたお手紙をひとつに綴った

聖教」という意味になります。しかしながら、収められているお手紙は、かつて聖人が個別に認められていたものですから、差し出された年時はもちろん、お弟子の方々に差し出されたものや、身内の方に差し出されたものなど、その宛先も趣旨も異なっています。したがって、はじめから『註釈版聖典』に収められているようなかたちで、ひとつの聖教として綴られていたものではありません。

今日、私たちが拝見できる「御消息」は、

聖人の真筆の「親鸞聖人真筆消息」が十二通（本願寺蔵の四通、真宗大谷派蔵の一通、真宗高田派専修寺蔵の七通）、顕智上人（一二三六～一三二〇）をはじめお弟子方が書き写された「古写消息」が六通（同専修寺蔵の六通）あります。そして、ひとつの聖教として綴られたものとして、本願寺第三代宗

主の覚如上人（一二七〇～一三五二）の次男である従覚上人（一二九五～一三六〇）の編集にかかる『末灯鈔』には、聖人の法語なども併せて、二十二通が収められています。この他、常陸の門弟もしくは聖人のお弟子の性信房（一一八七～一二七五）の編集ともいわれる『親鸞聖人御消息集』には十八通、聖人のお弟子の善性房もしくは顕智上人の門下の善性の編集ともいわれる『御消息集（善性本）』には六通、また、収集の仕方に特徴のあるものとして、性信房をはじめ横曾根門徒の編集ともいわれる『親鸞聖人血脈文集』には五通が収められています。このように、聖人のお手紙をひとつに綴るということ、早くから各地のお弟子の間で行われていましたが、収集された数によつ

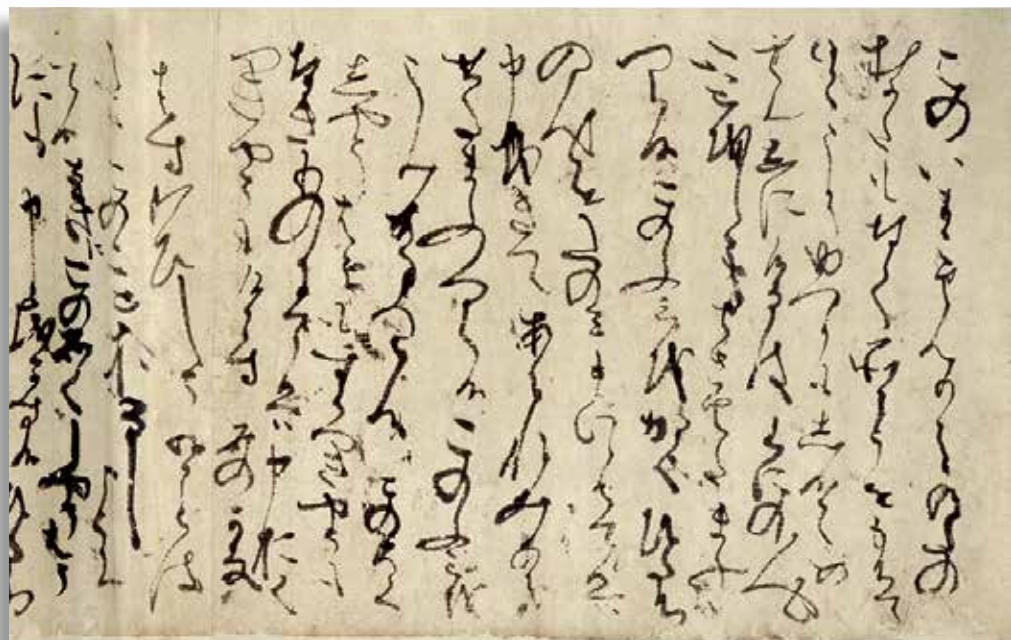


『註釈版聖典』第二版（本願寺出版社）

て、ある方は数通のものとして、ある方は数十通のものとして綴られています。そして、それぞれに相伝そうでんされていますので、内容が重複するもの、お手紙の序列に異同があるもの、一通のお手紙を複数に分けたり、複数のお手紙を一通にまとめたりと、その数え方にも違いがあります。したがって、今回、拝読する『親鸞聖人御消息』は、お手紙が差し出された年時やその趣旨を精査し、時系列に添うかたちで、四十三通として編集された『註釈版聖典』所収のものをを用いて、その内容を窺うかがってみようと思います。

御消息の年時

お手紙の終わりに元号と日付が記されて



親鸞聖人ご真筆の御消息(第三十六通、本願寺蔵)

いるのは、第一通に「建長三歳 辛亥 閏九月二十日 愚禿親鸞七十九歳」(註釈版聖典 737ページ)、第二通に「建長四年 二月二十四日」(同742ページ)、第六通に「建長七歳 乙卯 十月三日 愚禿親鸞八十三歳 これを書く」(同749ページ)、第十一通・第十二通に「正嘉元年 丁巳 十月十日 親鸞」(同759ページ)、第十四通に「正嘉二年 十二月十四日 愚禿親鸞八十六歳」(同769ページ)、そして第十六通に「文応元年 十一月十三日 善信八十八歳」(同772ページ)とあり、計七通のお手紙があります。この他、日付のみのものは三十四通、年時のないものは二通あります。このうち、もつとも古いお手紙と考えられる第一通には「建長三歳 辛亥 閏九月二十日

愚禿親鸞七十九歳」(同737ページ)とあります。「建長三歳」は西暦の一二五一年にあたりますので、今から七百六十九年前の鎌倉時代、聖人が七十九歳の時に認められたものです。聖人は六十歳を越えられてから帰洛されたといわれていますが、元号と日付が記されているお手紙の初見ですから、その多くは「建長三歳」以後、京都から関東にいらっしゃる方々に差し出されたものと考えられています。また、第十六通の終わりには「文応元年 十一月十三日 善信八十八歳」(同772ページ)とあり、最晩年の八十八歳を過ぎても筆を執とっていたらっしゃいます。そこには、阿弥陀仏の本願のおこころを伝え広めようと、渾身こんしんの力を注がれている聖人のお姿を窺うかがうことができるでしょう。

御消息の概要

その内容を俯瞰してみますと、お弟子方から寄せられたお手紙に対してお応えになっているもの、阿弥陀仏の本願のおこころをすべての方々に知らせるために法語というかたちをとられているもの、そして、聖人の私信に類するものなどがあります。このうち、お弟子方の質問や疑念に対し、正しく領解できるようにと紙数を費やし解き示されているお手紙には、下野高田（現在の栃木県真岡市高田）の真仏上人（一一〇九～一二五八）をはじめ、覚信房、慶信房、専信房、常陸奥郡（現在の茨城県北部）の乗信房、そして、下総飯沼（現在の茨城県常総市）の性信房など、関

東の各地にいらつしやる方々の名が記されています。

また、阿弥陀仏の本願のおこころと異なる義を立て、逸脱した振る舞いを行っているものに対し、その義を質し誠められているお手紙があります。そのなかには、聖人の法兄である聖覚法印（一一六七～一二三五）の『唯信鈔』（同1337ページ）や隆寛律師（一一四八～一二二七）の『自力他力事』（同1377ページ）『一念多念分別事』（同1371ページ）などの聖教を書き写し、さらには、その意を明らかにするために『唯信鈔文意』（同699ページ）や『一念多念文意』（同677ページ）を執筆して、何度もお弟子方にお送りになっている様子を窺うことができます。

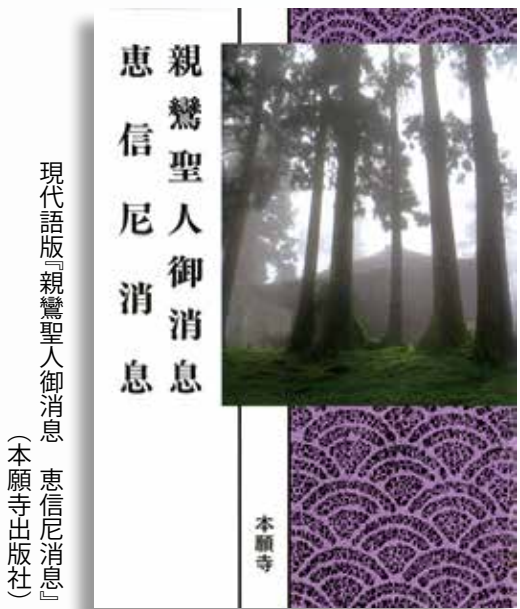
そして、聖人のご生涯の中で、もつとも悲しい出来事を記したものと、ご子息の慈信房（善鸞）宛のお手紙には「いまは親といふことあるべからず、子とおもふことおもひきりたり（こうなつては、もはやわたしは親ではありません。あなたが子であるという思いも断ち切りました）」（同755ページ）と告げる文言があり、性信房宛のお手紙には、ご子

息を義絶された旨を認められています。

この他、お弟子方を大切に思われる聖人のお心が表れたものとして、慶信房宛のお手紙に付されている蓮位房の添え状には、病苦の中にあつてもお念仏の絶えることのなかった覚信房の往生の知らせを聞いて、落涙されている様子が記されています。

御消息の位置

このように、『親鸞聖人御消息』は、それが個々のお弟子方に宛てられたお手紙であっても、法語というかたちをとって認められたお手紙であっても、その身にかけて阿弥陀仏の本願のおこころを解き示されていますので、「ひとつの聖教として綴られたもの」として位置づけられているのです。



現代語版『親鸞聖人御消息 惠信尼消息』
（本願寺出版社）